

# 産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

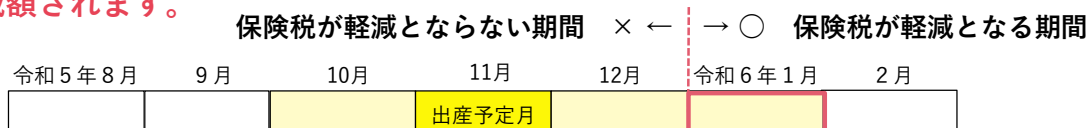
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、産前産後期間※相当分が減額されます。※産前産後期間は出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月です。

・・・対象期間



※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。  
※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。賦課限度額に達している世帯については、免除を適用しても税額が変わらない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額されたことによって、納付された保険税が払いすぎとなった場合は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（役場窓口、ホームページに様式があります）
- ② 世帯主および出産被保険者のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードなど）
- ③ 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合は必要書類が異なることがあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

## 届出先・お問い合わせ先

身延町役場 ・税務課 課税担当 TEL 0556-42-4803（直通）  
・身延支所 住民サービス担当  
・下部支所 住民サービス担当